

概要

(1) 京都市

ア. 角屋もてなしの文化美術館

日 時：10月19日(金) 13:00~14:15

対応者：公益財団法人 角屋保存会 理事長 [REDACTED]

イ. 角屋(スミヤ)の歴史

すみやは島原開設当初から連綿と建物・家督を維持し続け、江戸時代の饗宴・もてなしの文化の場である揚屋建築唯一の遺構として、昭和27年（1952）に国の重要文化財に指定された。

揚屋とは置屋から太夫や芸子を呼んで歌舞音曲の遊園をおこなったところであるが、江戸後期の建物の中で、客を「饗すを業とする也」と定義されていることにより、現在の料理屋、料亭にあたる饗宴のための施設ということから、お座敷に面した広庭に必ずお茶席を配するとともに、庫裏と同規模の台所を備えていることを重要な特徴としている。

※「紅白梅園屏風」が昭和58年（1983）重要文化財に指定

※「財団法人角屋保存会」が平成元年（1989）設立

※『角屋もてなし文化美術観』として、平成10年（1999）公設

ウ. 所感

角屋の保存については、民間人が寄付を募り買い受け、(財)保存会を設立し、保存と活用その後美術館として公開して現在に至るが、運営面で問題が指摘されている。

主な問題点

- ・入場者が年間1万2千人（大人1,000円）と、運営費の採算目標3万人を下回る。
- ・文化庁の補助基準に運営費の規定がなく、修理費確保の方策も取れない。
- ・美術品の売却も文化財登録してあるため、財源確保のための処分ができない。
- ・施設を料亭として宴会等に利用するための「風俗営業許可申請」は、公益財団のため不可。

以上の通り、歳入確保が難しく、民間による公益財団運営には限界がある。今回の視察では、改めて文化財の保存活用については、文化庁の指示のもと、地方公共団体が運営に携わっていくことの必要性を感じた。